

「報酬及び費用弁償に関する条例」の改正を求める陳情書

平成 23 年 7 月 6 日

鹿児島県議会議長
金子 万寿夫殿

提出者

「報酬及び費用弁償に関する条例」の改正について

【陳情の趣旨】

私たちは、今回の陳情と同一趣旨のものを昨年 5 月 27 日付で陳情しました。しかし採決に至らないまま県議会議員選挙となったため、審議未了となりました。そこで、あらためて陳情します。

陳情の趣旨は、現在「月額報酬」となっている鹿児島県の行政委員会の委員および非常勤の監査委員の報酬を、勤務の実態に合わせて「日額報酬」に改めるよう、県議会が主体的・積極的に鹿児島県の「報酬及び費用弁償に関する条例」改正に取り組んでいただきたいということです。

これら委員の報酬は、同条例第 2 条による「別表第 1」および「別表第 2」に基づき、月額報酬制となっています。しかしこれは地方自治法第 203 条の 2 第 2 項「本文」が定める「（非常勤職員の）勤務日数に応じた報酬原則」に違反しており無効です。勤務の実態からしても月額報酬制とするべきではありません。逼迫する鹿児島県の財務状況からしても、日額報酬制に改めるべきです。行財政スリム化を求める県民・国民世論は強まっており、全国各地の自治体で、これら非常勤の行政委員の報酬を月額制から日額制に改める動きが相次いでいるという時代状況にあります。条例を制定する権限を持つ貴議会が、自主的・主体的・積極的に同条例を見直し、月額制から日額制に条例を改正されるよう求めます。

以上の趣旨に基づき、以下の通り陳情します。

記

1. 地方自治法第 203 条の 2 は第 1 項で「普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員（中略）に対し、報酬を支給しなければならない」と定め、第 2 項で「前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する」という「日額報酬制の原則」を示しており、その上で「ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」とも規定しています。

2. 鹿児島県の行政委員会委員および非常勤の監査委員に対する月額報酬の支給は、上記自治法第 203 条の 2 第 2 項の「ただし書き」に基づいて県の「報酬及び費用弁償に関する条例」が定められていることに根拠を置いています。

しかし、この自治法第 203 条の 2 第 2 項「ただし書き」は、「条例で定めさえすれば、月額報酬支給が認められるものである」と解すべきではなく、第 2 項「本文」の「日額制原則」を踏まえたうえで、「月額報酬制を採用するのが妥当だとするような『特別な事情』があるかどうか」が、慎重にかつ厳格に判断されなければならないと考えます。

3. 滋賀県が、同県の労働委員会、収用委員会、選挙管理委員会の 3 行政委員会委員に対し月額報酬を支給していることに関して、同県民が「月額報酬の支出差し止め」を求めて嘉田由紀子滋賀県知事を訴えた裁判では、一審の天津地裁（平成 21 年 1 月 22 日判決）および二審の大阪高裁（平成 22 年 4 月 27

日判決)が、同県民の主張を概ね認め、月額報酬の支出をしてはならない旨、判示しております(二審は、選管委員長については月額報酬の支出を認めました。なお、この訴訟は滋賀県が上告中です)。

4. 上記3. の二審・大阪高裁は、自治法第203条の2第2項の「ただし書き」の趣旨について、成立過程を含め綿密に検討したうえで、月額報酬制を定めることのできる「特別な事情がある場合」について次の4類型を判示しました。「①当該非常勤職員の役所における勤務量が常勤の職員に比肩し得るあるいは準ずる場合、②役所における勤務量が必ずしも多くはない場合でも、役所外の職務執行や、役所内外での勤務に備えての待機等が多いなど事実上の拘束があって、月額で報酬を支払うのが相当と考えられる場合、③勤務量を認識することが困難で、日額報酬制をとるのが不相当と判断され、月額報酬制をとらざるを得ない場合、④その他勤務や地方の実情に照らし、この原則によらずに月額報酬制を必要とする特別な事情がある場合」の4類型です。

5. 鹿児島県の行政委員会委員および非常勤の監査委員の月額報酬制の是非に対しても、この大阪高裁判示を尊重して、厳密に検討されるべきです。

6. 私たちが鹿児島県の情報公開制度に基づき入手した資料によりますと、鹿児島県の行政委員会のうち、収用委員会、労働委員会、選挙管理委員会、監査委員の4機関については、上記大阪高裁の判示に従うならば、①少ないときには月1日、多くとも月6日の勤務実態であり、常勤の職員に比肩しうる勤務量、と見なすことはできません。また②役所外の職務執行や役所内での待機など事実上の拘束がある、と見なすこともできません(ただし、監査委員は旅行命令により現地に出向くことが職務内容です)。さらに③勤務量を認識することが困難で月額報酬制を取らざるを得ない、と見なすこともできません。また④これらとは別の特別な事情があって月額報酬制が取られている、と見なすこともできません。従って、少なくとも鹿児島県の収用委員会、労働委員会、選挙管理委員会、監査委員の4機関について月額報酬を支給することは、自治法第203条の2第2項の「本文」の原則に矛盾、抵触し妥当性を欠いています。

7. 鹿児島県の行政委員会は上記4機関にとどまらず、教育委員会、人事委員会、公安委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会があり、これらの各委員についても月額報酬制が定められております(「報酬及び費用弁償に関する条例」の「別表第2」)。県議会ではこれらすべての行政委員会委員および非常勤の監査委員の月額報酬制について、慎重かつ厳格な検討をしていただき、同条例の見直し・改正をしていただきたいと思います。

8. 行政委員会委員などの月額報酬制については、全国的に見直しが進んでいます。

私たちが気付いただけでも以下のようになっています。

①佐賀県 2011年4月から、9つある行政委員会のうち5委員会(選管、労働、収用、海区漁業調整、内水面漁場管理)の報酬を日額制とした。その日額は5委員会共通で、委員長・会長は2万8600円、委員2万4300円である。残り4委員会(公安、人事、教育、監査)は月額制を維持した。5委員会の日額制実施により年間報酬総額は約5600万円から約3200万円となり、約2400万円の歳出抑制となる。

②山梨県 2011年4月から、6つの行政委員会が日額制となり、従来から日額制だった2委員会と合わせて、すべての行政委員会が日額制となった。新たに日額制となった6委員会の日額は、いずれも委員長・会長は3万5000円、委員は3万1500円である。この日額制実施により、1カ月あたり約350万円（単純に計算では年間4200万円）の歳出抑制となる。

③岐阜県 2011年4月から、8つある行政委員会のうち、5つの委員会（教育、選管、人事、収用、労働）が日額制となり、従来から日額制だった1委員会（内水面漁場管理）と合わせて6委員会が日額制となった。残る2委員会（公安、監査）は、勤務上の拘束が大きいなどの理由から月額制を維持している。新たに日額制となった5委員会の日額は、いずれも委員長・会長3万8100円、委員3万2900円である。この日額制実施により、年間報酬総額は約7000万円から約4500万円となり、約2500万円の歳出抑制となる。

④富山県 2011年4月から、9つある行政委員会のうち、5委員会（教育、選管、人事、労働、海区漁業調整）が日額制となり、従来から日額制だった2委員会（収用、内水面漁場管理）と合わせて7委員会が日額制となった。残る2委員会（公安、監査）は月額制を維持している。新たに日額制となった5委員会の日額は、委員長・会長はいずれも2万9000円だが、委員はそれぞれ異なり、教育・人事 2万6000円▽労働（公益） 2万5000円▽選管・労働（使用者と労働者）・海区漁業調整 2万4000円となっている。歳出抑制は年間約4000万円強である。

⑤山形県 2011年4月から、9つある行政委員会が日額制となった。ただし、人事・公安・教育の3委員会の長は月額制を維持した。これら3委員長は県議会に出席し答弁する義務があることと勤務日数も多いためである。日額制となった9委員会の日額は、いずれも委員長・会長が2万8800円、委員2万5900円である。また日額制では、勤務日数によっては従来の月額報酬を上回ることも考えられるので、従来の月額を報酬上限とした。この日額制実施により、年間約7200万円あった報酬総額が、約3900万円抑制できる。

⑥滋賀県 2011年4月から、9つある行政委員会のうち2委員会（収用、労働）を日額制とした。従来から日額制の2委員会（海区漁業調整、内水面漁場管理）と合わせて4委員会が日額制となった。新たに日額制となった2委員会は「処理案件が発生したときに業務が発生する」という業務の性格から、月額制は不適切と判断した。この2委員会の日額は、いずれも委員長2万7800円、委員2万4700円である。また月額制を維持した5委員会でも報酬額削減の見直しを行った。これら日額制実施と月額制の削減によって、年間約1億円あった報酬総額が、約4000万円抑制できる。

なお、滋賀県は、上記3.のように同県の3つの行政委員会への「月額報酬の支出差し止め」を求める訴訟を同県民から提起され、一審・二審とも敗訴したため上告中である。そのような中で日額制を一部新たに導入したことは一見整合性が欠けるように思えるが、「最高裁に判断を仰いだのは、裁量権（『月額制などは』）条例で定めることができる』）は県にある」という点だ。今回の日額制実施はその裁量権の中で見直した」と説明している。

⑦三重県 2011年4月から、9つある行政委員会（教育、選管、人事、公安、労働、監査、収用、海区漁業調整、内水面漁場管理）のすべてで月額報酬制をやめ、「月額・日額併用制」とした。これは従来の月額報酬をほぼ3分の1程度に削減する一方、業務に従事した日数に応じて日額を加算する方法である。9委員会の月額部分は各委員会によって異なり、委員長・会長は7万6000円～2万2000円、委員の月額部分は6万5000円～1万8000円である。なお、監査委員の月額は、識見を有する者からの選任委員7万6000円、議会選出委員5万7000円となっている。日数に応じて加算される日額部分は、9委員会とも共通で2万1000円である。この月額制見直しによる歳出抑制は年間約3800万円である。

⑧静岡県 2010年4月からすべての行政委員会で月額制を廃止し、日額制となっている。各委員会の委員長・会長は日額3万8900円、委員は3万5400円である。これによる歳出抑制は約6000万円になる。

⑨大阪市、名古屋市などでも月額報酬制が見直されていると聞いている。

9. 全国知事会の行政改革プロジェクトチームは、2010年11月、「行政委員会の報酬見直し」について「改革の方向性」をとりまとめました。そこでは「全国一律の基準をもって見直すことは困難」としながらも、「既に見直しを実施した団体の見直し結果の内容、手法などを参考に、司法判断の状況等も踏まえつつ、各団体の実情に合わせ、各都道府県が自主的に見直しを進めていくこととする」と述べています。

「自主的に見直しを進めていく」という方向性は、私たちの陳情の趣旨に合致するものであり、県議会もこの方向性を重く受け止めるべきだと考えます。

10. 逼迫する県の財政状況を考え、行政スリム化に対する社会的要請が強まっている時代背景を考えれば、「条例で定められているから、月額報酬を支給することに問題はない」とすることは妥当ではありません。上記8. で述べましたように、各県の月額報酬制の見直し方はさまざまあります。本当に鹿児島県の「報酬及び費用弁償に関する条例」の定めが妥当かどうかを真剣に検討すべき時期にきています。全国的な見直しの流れを無視するべきではありません。県議会での真剣な検討と条例見直しを求めます。

11. 私たちは、伊藤祐一郎鹿児島県知事を相手に、上記6. に記述した収用委員会、労働委員会、選挙管理委員会の各委員と鹿児島県監査委員に対し、月額報酬を支出してはならないとして、差し止めを求める訴えを鹿児島地裁に起こしました（平成22年5月20日）。同趣旨の見直しを求めた住民監査請求が却下された（平成22年4月23日付）ためです。提訴は却下を受けて、やむを得ずとったものですが、県議会が「報酬及び費用弁償に関する条例」の見直し・改正に主体的・自主的に取り組んでいただければ、司法判断を待つ必要もなくなります。逼迫する鹿児島県の財務状況を見るにつけ、また行財政スリム化という県民の要請を考えるならば、県議会の積極的な対応を期待いたします。

以上